

豊類公正競争規約作成連絡会 第26回 幹事会 概要

日時：令和元年6月27日（木）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎1号館（農林水産省）北別館7階714-1会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本豊事業協同組合、全国豊材料卸商組合連合会、全国豊材商社会、全国豊産業振興会、一般社団法人日本豊産業協会（旧全日本ISO豊振興協議会）、全日本JIS豊床工業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会

オブザーバー 大建工業株式会社、東海機器工業株式会社、農林水産省、消費者庁

- ・午後の総会に先立ち、総会の進行などの最終確認を行った。
昨年度の総会開催後に本連絡会の役員が総辞職したものの、各団体から選出された役員が一人を除き同じメンバーであり、総会で承認を受けない新役員は認められないとする一部の意見があった。
- ・連絡会会員の意見を反映させるため運営委員会を設置し、連絡会会員の10名を委員会メンバーに加えて、前広に検討する 幅広な検討・協議する方針であったが、応募はゼロだった。組織再編を目指したが残念だ。
- ・八代地域農協い業部（吉田昭則部長）から「豊類公正競争規約成立に向けての作成連絡会の継続に関する要望書」が提出されていることを紹介したい。この要望書は、現在、産地では生産面積、生産者数ともに減少傾向にあること、さらに豊の需要が伸びない環境の中で「産地偽装問題の解決」が未だに課題として残っていることから、この解決には、この連絡会は必要であり継続審議を要望するという内容である。
- ・豊類公正取引協議会の解散理由に資金調達がある。
- ・資金調達については過去に900万円の必要性は公表され、合同委員会に提案された経緯はある。毎年、継続しての調達は難しいといった議論があった。金額については協議会として活動するためには、最低限600万円は必要と試算されたこともある。
- ・連絡会の継続を要望される意見は尊重することも大事だ。要望があったことは事実であり、この要望を豊業界に携わる者として、どのように受け止めて、反映させることが大事なことである。無責任な解散であってはならない。
- ・本連絡会が解散した後、継続の要望をどこが引き受けるかを、ここで明確にしておくことだ。例えば全豊振興、全日豊あるいは行政庁であってもいいのではないか。
- ・受け皿を作ってはいけない。
- ・生産者団体が要望しているのは「豊類公正競争規約」の成立に向けて作業を継続して頂きたいということだ。消費者保護を含めて正確な物の流し方を徹底していく事を求めている。
- ・解散しても8団体は格付けと消費者保護のため、産地偽装が疑われる豊表は取り扱わない。国産表を大事にしていくことを宣言する。連絡会解散と産地偽装が疑われる豊表を取り扱わないという宣言を一緒にすればいい。
- ・産地では、偽装をなくさないと国産の売れ行きが悪くなる。公正競争規約を作り罰則規定のあるものに取り組んで頂きたいというのが今回の要望だ。
- ・消費者に販売する豊表の産地や等級が、著しく優良であるかのように表示し、消費者の商

品選択を間違させたときは、景品表示法で罰せられる。

- 景品表示法は、消費者に販売される全ての商品とサービスが対象であり、畳表、畳床、縁など目に見える現物だけでなく、採寸などの作業工程での表示も対象としているが、法律本体に、そこまで細かいことは規定されておらず、そういった細かいところは、公正競争規約で規定することとしている。
- 景品表示法には、法に基づく調査権限（報告命令、提出命令、立入検査、質問調査）、措置命令権限がある。
- 公正競争規約は、業界内の公正な競争の確保し消費者の商品選択を確保するための自主ルールという位置付けにあり、業界内の公正競争規約の遵守のための活動（公正競争規約の内容を平易に解説したパンフレットを作成し、それをを用いた消費者向けの説明会を開催等）のほか、業界や公正競争規約の対象である商品や役務に対する消費者の信頼を高めるための活動（市中で販売されている商品をサンプルとして買い上げて、表示が適切に行われているかどうかを事後的にチェックする会合を全国各地で開催する際に、消費者からの意見を聴取して適正表示に反映させる等）が主体となる。

また、公正競争規約に反する表示が行われた場合には、公正競争規約に基づいて、それを是正させ、必要な場合には制裁として違約金を課すことによって、業界内の公正な競争の確保と遵守に努めることに留まる。

つまり、公正競争規約自体に、調査権限や措置命令権限がないことから、仮に、公正競争規約に取り組まない事業者が行った行為については、景品表示法を所管する消費者庁に調査を要請するまでが規約で対応できる範囲となる。

- 畳仕様書を書かない業者は、自分が扱う畳に自信がない表れだと考えられるが、もしも意図的に畳仕様書に書いたことと異なる畳を使い、実際の畳表よりも著しく優良であるかのように表示した事業者がいた場合、その事業者は景品表示法のほか、刑法、不正競争防止法などの法令に抵触する恐れが生じることになるので、各法を所管する行政庁に通報し、各法に基づいた対応をしてもらうことになる。